

## 奈良県公安委員会告示第32号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から住所の変更について届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成31年3月1日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 兒

運転免許取得者 教育を行う者の 氏名又は名称	運転免許取得者教育 に使用する施設の名 称	住 所	
		変 更 前	変 更 後
ジレン株式会社	高田自動車練習所	大和高田市大字大谷 758番地	大和高田市大字大谷 560番地120